



京都市

農林業だより

<http://www.city.kyoto.jp/sankan/nourin/index.html>
時を超え 美しく
ひと輝く 歴史都市・京都発行 京都市産業観光局
農林振興室農業計画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町

488番地

電話(075)222-3351

くらしの中に京の木を
そまびと
京の山杣人工房事業

京都市では市域の75%を占める森林の保全を進めながら、市民の暮らしの中に木を取り入れてもらうため、平成17年度から京の山杣人工房事業に取り組んでいます。

この事業は、公募によって選ばれた団体（店舗等の所有者・建築士・森林活動家等で構成）が、店舗等の一部に市内産木材を使って改装したモデルルーム（モデル工房）を開設し、そこを拠点に森林の保護や林業の活性化につながる活動を展開していくもので、森のファンを増して木の良さや森林の大切さなどをアピールし、木を使ったリフォームを普及させることを目的としています。

今年度は次の3団体による個性的な工房がそれぞれ完成し、各種イベントや森林保護活動、木造リフォームの相談会などが開かれ、都会での森の窓口となっています。



● 森の家に住みたい会
〔北区紫野雲林院町〕
約百年前に建てられた材木店の倉庫を改修。朝市やシックハウス対策などにも取り組む。



● 木輪舎（きりんや）
〔上京区堀川通上立売上る竹屋町〕
北山スギを使ったマンションリフォームを提案。家具店が母体で手作りオーダー家具も。



● 京町家、森の灯台
〔左京区修学院川尻町〕
大文字の保存団体が母体。森林保護活動に特に力を入れる。広葉樹を使ったリフォームの相談も。

TEL 075-222-3346

お問い合わせは

林業振興課まで

平成20年度までに各行政区に1箇所合計11のモデル工房を開設する予定です。また来年度から木造リフォームを行う市民に対して市内産木材を無償提供することなども検討しています。

新京野菜の栽培のポイント

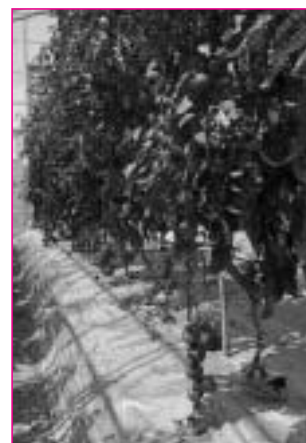
「新京野菜」は、京都市が京都大学と連携して開発・導入した市場性が有望な新たな京の旬野菜です。

「新京野菜」の中でも、「京てまり」、「京あかね」、「京唐菜」はすでに市場へも出荷されており、京都市では生産と流通の拡大にむけて苗の供給体制の整備を行うとともに、販売促進や各種栄養成分の分析などの消費啓発の取組を進めています。

新たな経営品目の一つとして是非栽培してみてください。なお、いずれの品目も雨除けハウスでの栽培が基本となります。

京てまり・京あかね

「京てまり」は直径4cm前後、「京あかね」はそれよりひとまわり大きいやや縦



長の果形の小型のトマトで、単為結果で果実が肥大します（ホルモン処理が不要）。節水栽培でも着果するので、糖度の高いコクのあるトマトに仕上げることでありますが、裂果を避けるために急激な土壌水分の変化をさける管理が必要です。どちらの品種も吸肥力が強いので、元肥施用は控えめにし、生育状況を見て追肥を行います。病害虫防除は普通のトマトに準じますが、乾燥気味に管理した場合、ダニ類の発生に注意が必要です。また、アブラムシ等小型害虫の進入を防ぐために、ハウスの開口部にネットを張るなど対策をとりましょう。

《無加温ハウスの栽培期》※旬の時期：4月下旬～11月上旬



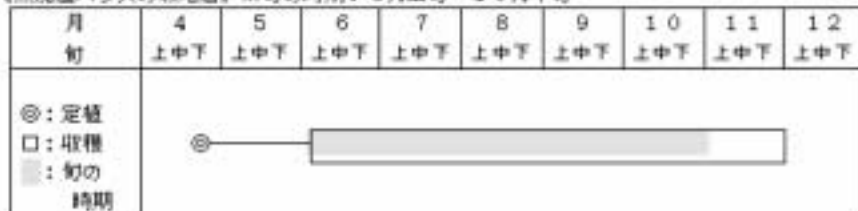
京唐菜

「京唐菜」は葉を食べるために改良されたとうがらしで、ビタミンC、カルシウムを多く含むなど栄養価が高く、葉菜が不足する夏の青物野菜として高い市場評価を得ています。

収穫は、25cm程度の長さの茎葉を摘み取って行い、その後も順次わき芽を伸ばして収穫していきます。生育最盛期には5日に1回程度収穫できます。なお、「京唐菜」はアブラムシ類が発生しやすいのですが、登録農薬が少ないため、シルバーマルチ等を活用した防除対策をとりましょう。



《無加温ハウスの栽培期》※旬の時期：6月上旬～10月下旬



【苗の入手等 お問い合わせ先】

新京野菜の苗は、京の旬野菜認定農家に有償配布しております。詳しくは農業指導所及び京北農林事務所までお問い合わせください。



茎葉（わき芽）を摘み取って収穫

安全・安心で信頼される京の農産物を目指して

「ポジティブリスト制度と農薬使用上の注意点」

○ポジティブリスト制度の導入

食品の安全性を強化するため、食品衛生法が改正され、食品に残

留する農薬等へのポジティブリスト制度が平成18年5月29日から施行されます。

ポジティブリスト制度とは、農薬等が残留する食品（農作物含む）の流通を原則禁止し、残留が許される場合について、食品ごとに基準値を示すもので、施行後は全ての農薬と食品との組み合わせで基準が設定されます（上図参照）。

○ドリフト（農薬飛散）の危険性

ポジティブリスト制度では、現在基準が設けられていない農薬について、場合によっては0.01ppm（1億分の1）という厳しい基準が設けられます。

たとえば、自分では使用していませんが、隣接したほ場で使用された農薬が飛散し、基準値以上の農薬が検出されることで、出荷禁止になる危険性があります。特に市内では、少量多品目栽培が多く、ドリフトの危険性も高いため、ドリフトを抑える工夫が大切です。（ドリフト対策については、農林

現行制度の基準

残留基準が設定されている

残留基準が設定されていない

ポジティブリスト制度施行後の基準

（従来のまま）

暫定基準

国際基準、農薬取締法に基づく基準、欧米の基準を参考に暫定的な基準を設定

一律基準（0.01ppm）

国内外基準がないもの（残留基準・暫定基準以外）

厚生労働大臣が指定する物質（特定農薬など）

基準を超える農薬等が残留した場合、流通を禁止

規制の対象外

ポジティブリスト制度施行後の食品中に残留する農薬等の規制状況（イメージ図）

残留農薬防止等に関する注意点について

	注意する項目	内容
作付前	作付と防除の計画	- 近隣の作付状況も見ながら作付を考える。 - 防除ごよみの確認をする。 - 化学農薬を使用しない防除方法を検討する。 - 農薬飛散時の対応や対策を考えておく。
農薬使用前	適期の判断	防除の必要性と時期を判断する。
	農薬の選択	- 適用農薬であるか確認する。 - ドリフトしにくい農薬を選ぶ。
	周知	近隣農家へ周知する。
農薬使用中	適用農薬の確認	適用作物、使用回数をラベルで確認する。
	濃度の調整	適切な濃度に調整して使用する。
	ドリフトの防止	飛散防止に努める。
農薬使用后	残液の処理	農薬残液を適正に処理する。
	散布器具の洗浄	1回1回の防除ごとにしっかりと洗浄する。
	記録簿の記帳	日付、使用薬剤名、使用回数、使用倍率、散布量、病害虫、購入先、対象作物名等を記録する。
収穫出荷時	手洗いの励行	作業毎に手洗いを行う。
	容器の洗浄	収穫・出荷時に使用する容器をしっかりと洗浄する。
	農産物の洗浄	余分な土の付着をなくす。

業日より平成17年夏号を参照してください。）

○その他のリスク（危険性）対策

ドリフト以外でも、防除器具等

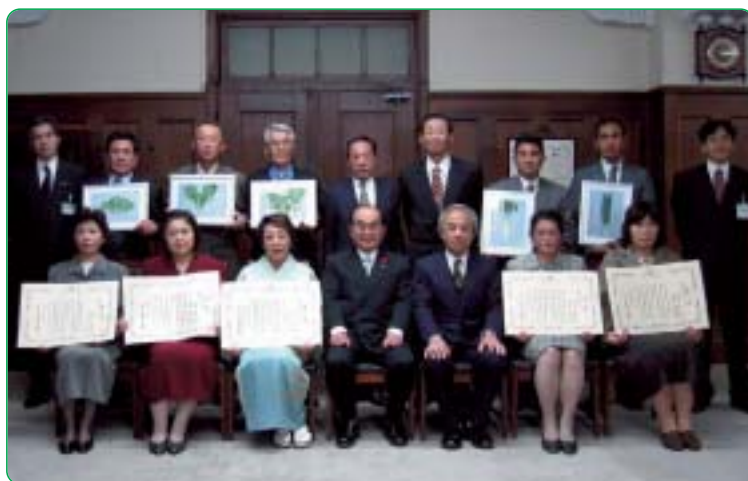
の洗浄不足や、出荷物への土の付着等により、使用していない農薬が残留する可能性が考えられます。左の表を参考に対策を講じてください。

京の旬野菜品評会

市長賞表彰式開催

昨年、上賀茂神社において開催しました「京の旬野菜品評会」の市長賞表彰式を、12月16日、京都市役所において行いました。

表彰式には、下記の14名の特別賞受賞者の内、市長賞を受賞された5組10名が出席され、榎本市長から直



市長賞を受賞された皆さん

特別賞を受賞された皆さん（敬称略）

京都市長賞	樋口 昌孝・千景	長だいこん	北 区 鷹 峯
	音川 次清・峯子	総合	左京区 修学院
	水本 修・いく子	ほうれんそう	右京区 太 秦
	山田 恵子・耕司	こまつな	右京区 嵯 峨
	大西 克己・真佐美	九条ねぎ（細系）	伏見区 竹 田
産業観光局長賞	高橋 紀	みず菜（小束）	右京区 京 北
京都市農業委員会賞	政田 洋明	しろな	右京区 嵯 峨
京都市農業振興協議会長賞	十塚 正次	総合	北 区 紫 竹
京都青果卸売会社協会賞	武村 友治	九条ねぎ（細系）	伏見区 深 草
京都野菜卸売協同組合理事長賞	荒木 稔	金時にんじん	左京区 一乗寺
上賀茂神社賞	尾崎 進	きくな	伏見区 深 草
京の旬野菜協会賞	水澤 琢哉	みず菜（小束）	北 区 大 宮
	平岡 正弘	壬生菜	伏見区 羽束師
審査員長賞	小寺 国夫	キャベツ	西京区 桂

接、賞状と副賞が手渡されました。並木審査委員長から、「良い種、良い土、良い気候、良い世話により、良い野菜ができる。平成17年は台風など大きな災害はなかったものの、

後、「これからも京都市民の『食』を支えるために、すばらしい旬の京野菜の生産に精励されることを期待します。」と、受賞者を激励しました。

夏場が高温少雨であつたため、作物の肥培管理、害虫対策などに苦労があつたことと思ふ。そのような中で葉菜は、よく伸びて色・揃いのよい作品が多かつた。根菜は、どれもよく太つており、揃いのよいものが高い評価を受けた。」と講評を受けました。続いて榎本市長は、「二農耕さざれば民に飢うる者有り」と、中国の古典を引用し農業の大切さを述べた

平成17年分をもって農業所得標準が廃止されました

農業所得の計算は、収入金額から必要経費を差し引く「収支計算」が原則です。これまで、収支計算が困難な米作農家の方々については、申告の目安として水稻の農業所得標準を適用して申告されていた方が多かったと思いますが、平成18年分（平成19年2月及び3月に行う所得税または住民税申告分）からは、すべて収支計算によって申告する必要があります。（水稻以外の農業所得標準はすでに廃止されています。）

収支計算をするには、出荷伝票や仕切書などの収入金額のわかる書類と、請求書や領収書などの支払金額がわかる書類の保存が必要となりますので御注意ください。